

2020.4.20

臥龍会 支部代表者各位

緊急事態措置(栃木県)を受けてのお願い

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教室運営について②

平素は当会にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

現在の新型コロナウイルス感染拡大による政府の非常事態宣言を受け、各地方自治体から緊急事態措置(4月18日～5月6日まで)の概要が発表されました。

栃木県では、「施設の使用制限の要請(特措法第24条第9項)【休業要請】」の2 基本的に休止を要請する施設 カテゴリー「大学・学習塾等」の対象内に「生け花・茶道・書道・絵画教室」が入っており、当会の支部教室のほとんどが該当すると思われる【床面積の合計が1000㎡以下の施設】は「施設の使用停止について協力を依頼」とされています。

なお、*オンライン授業は対象外、*家庭教師は対象外とされています。

当会では従来通り、各支部教室の運営に関しまして支部の方々に委ねておりますが、本部としてはこの提言を受け、あらためて各支部教室の運営に際し、

【令和2年4月18日(土)～令和2年5月6日(水)の期間】

「多人数が一同に会する教室の当面の停止」

「家庭(自宅)学習の推奨と通信等による添削」

のご理解ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

また、栃木県以外の支部教室の運営につきましては、お住いの各自治体から発表された要請を参照の上、適切な措置を講じてください。

何かご不明な点がございましたら、臥龍会本部までお問い合わせをお願いします。

臥龍会本部